

事案 H26.11 横浜市でマンション2棟の段差発覚

物件概要	
事業主	三井不動産レジデンシャル
設計・施工	三井住友建設
一次下請	日立ハイテクノロジーズ
二次下請	旭化成建材(旭化成100%子会社)
三次下請	A社、B社他

旭化成建材は旭化成エレクトロニクス、旭化成ホームズ、旭化成ファーマ、旭化成メディカルと並ぶ国内主要子会社(資本金30億)の一つに位置づけられているが、ホームズ役員が社長他を兼務するなど住宅領域ではホームズに対し従の関係にある。

旭化成役員 社内監査役はマテリアル、エレクトロニクス、社外は弁護士、公認会計士、学者 社外取締役は東京ガス、学者、元事務次官
建材役員 社長はホームズ取締役(現在)、ホームズ社長が取締役を兼務、監査役は常勤、非常勤各1名 (H29.3月期)

日付	内容・事項	公表者	備考
H27.10.14	マンションのくい地盤未到達、データ転用判明	旭化成	調査は建材主導で実施
H27.10.14	社内調査委員会設置	旭化成	副社長(ホームズ)委員長・法務・コンプラ要員で組織
H27.10.22	外部調査委員会設置	旭化成	弁護士3名 調査範囲が狭い(横浜案件の原因追求)
H27.10.27	基礎ぐい工事問題に関する対策委員会設置	国土交通省	学識経験者8名
H27.10	旭化成建材の過去のくい工事調査状況報告4回公表	旭化成	調査は建材主導で実施
H27.11.13	建材くい工事調査報告 国交省宛報告を公表	旭化成	
H27.12.25	基礎ぐい工事対策委員会中間取りまとめ報告書公表	国土交通省	
H28.1.8	外部調査委員会中間報告書公表	旭化成	
H28.1.13	旭化成建材の行政処分を公表	旭化成	建設業法「一括請負・主任技術者兼務・データ流用」
H28.2.9	社内調査委員会中間報告書公表	旭化成	
H28.3.4	大臣告示 基礎ぐい工事のガイドライン公表	国土交通省	
H28.3~5	業界団体自主ルール策定、公表	各団体	

中間報告記載内容

社内調査委	データ流用の原因、背景＝国交省報告書と同様旭化成建材の責任が重いと記載＝グループを代表してのお詫びも記載 中間報告には横浜のボーリング調査は継続中で最終的な調査結果確認はまだと記載がある
外部調査委	横浜市案件の原因調査のみ、現状では原因の断定困難、他の案件含め調査継続も検討と記載がある

H27.3月期	招集通知他	くいの実態調査は始まっているが「対処すべき課題」含め記載なし
H28.3月期	招集通知	事業報告の対処すべき課題に建材によるくいデータ流用、調査委員会が再発防止策として、1/1にリスクコンプライアンス室を新設しグループ全体のリスク情報を集約と記載 内部統制決議運用状況に建材不祥事発生を受けコンプライアンス体制を見直しと記載がある 監査役会監査報告書に偽装は業務監督上の問題で意見を表明した旨の記載→再発防止策策定、実施状況を注視する 会計監査人監査報告にはくい偽装関係特損計上を記載 社外役員の活動状況に取締役会で事実発覚以前からコンプライアンス強化発言ありと記載、判明後も活動との記載もある
H29.3月期	招集通知	「対処すべき課題」に旭化成建材での再発防止策を記載 社外役員の活動状況に取締役会で事実発覚以前からコンプライアンス強化発言を記載、判明後の活動も記載 内部統制決議運用状況には不祥事に係わる記載なし 監査役会の監査報告書に建材及びグループのリスク管理体制強化、実効性注視の記載がある

有価証券報告書は対処すべき課題に同等表記のみ

* H29.11.28三井不動産レジデンシャルが三井住友建設、日立ハイテクノロジーズ、旭化成建材の3社に459億円の損害賠償訴訟提訴

法規制上 日立ハイテク、旭化成建材は専任主任技術者を置く義務→兼任かつ殆ど現場にいない
三井住友建設は兼任記載の施行体制台帳を放置→是正勧告、監督官庁通報未実施
各社建設業法に抵触と国交省対策委員会報告に記載がある

結果的に一括請負、技術者兼務のみ業務停止処置、データ流用についての行政処分は無し＝業界他社も流用が発覚

グループ内部統制上の評価

親会社監査役、子会社監査役は社内、社外調査委員会のメンバーではなく、監査役によるモニタリングの痕跡が感じられない。
社内調査委員会の中間報告は旭化成建材のみに全ての要因があるとし、本社やグループの体質には触れていない。
社外調査委員会は横浜案件の調査のみを行っている。(社内同様、グループ内部統制面での要因は検討されていない)
中間報告でのグループの具体施策はリスクコンプライアンス室設置だが、コーポレートガバナンス体制図には記載がない。
H28.9月にはリスク・コンプライアンス委員会を設置、H29.3月期の体系図にはリスクコンプライアンス室は載っていない。消滅？
社外中間報告では調査継続の記載があるが、旭化成の対応は中間報告だけで終了し、終了や最終報告は公表していない。
国交省が対策委員会の中間報告後、旭化成建材の処分、工事ガイドライン公表、業界指導を行ったため幕引きを図ったと考えられる。
旭化成のリリースも最低限のものだけで、社外役員を含め適切に対応したとは思えない。
グループ内部統制面から見て根本的な再発防止は未実施のため、別の不祥事が起っても不思議ではない。
本社監査役が積極的に動いてグループ横断的にリスク・コンプライアンス委員会を活用し改善に結びつける必要がある。

確認書記載事項から

親会社監査役が調査委員会設置に係わっているなら一定の確認項目遵守とも言えるが実態は不明
グループ内部統制面での対策が不十分だが、統制環境整備は個別企業次第が原則(100%子会社自身がどこまでできるか？)
旭化成の対応には不満があるが、親会社監査役の活動実態が不明で記載事項に結び付けるには情報不足

所感

中間報告で終了した事実を公表しないのはサステナビリティ/GRIガイドライン/ESG機運の現在許容されるか。
社外現場での品質チェックの実態を本社監査役や内部監査(ホールディング15名)がモニタリングするのは困難。
金融系企業や経理部等はダブルチェック体制が必須だが、競争力維持に迫られる建築(製造)現場では難しい。
建築(製造)業の現場検査は性善説を前提にしており、悪意のある偽装者には対抗できない。

経営トップ含めた企業全体のコンプライアンス意識(企業風土)が重要だが確認書にどこまで記載するべきか？
不祥事発生時について監査役職務確認書には詳細な確認項目があり、子会社不祥事には親・子双方の連携が重要。
利害関係がなければ監査役は第三者委員会委員就任と確認書にあるが、日弁連ガイドラインでは監査役は利害関係者。